

第766回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和2年9月10日 午後 13時30分
2. 閉会の日時 令和2年9月10日 午後 14時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員の番号及び氏名

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1 佐々木 和枝 | 2 立崎 京子 | 3 月館 啓三 |
| 4 川嶋 敏明 | 5 一戸 実 | 6 門上 牧夫 |
| 7 新堂 政登 | 8 千葉 準一 | 9 中村 均 |
| 10 北澤 邦彦 | 11 浦田 秀人 | 12 種市 廣 |
| 13 宮古 久光 | 14 古田 武信 | |

5. 欠席した委員の番号及び氏名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 15 赤沼 成人 | 16 葛巻 広行 | 17 沼山 英明 |
| 18 田面木 優 | 19 月館 操 | 20 駒澤 一広 |

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 立崎 裕輔
- 次 長 蛭名 剛
- 係 長 小比類巻 浩
- 主 事 阿部 有里子
- 会議書記・・・主 事 織笠 康平

7. 議 案

- 議案第1号 農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第5号 農地の利用状況調査に基づく農地・

議事の概要

事務局 ただ今より、令和2年9月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第766回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名ですので、三沢市農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、本日は、新型コロナウイルス感染症予防対策の一環として、会場設営の都合により、推進委員への出席依頼はしていません。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆様には御多忙のところ、第766回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。9月に入ってから、肌寒い日と暑い日が極端になるなど、体調管理も難しい気候になってきましたが、徐々に秋の気配も感じられるようになってきました。記録的な最大級の台風10号は九州地方に大きな被害をもたらしましたが、1日も早い復旧を願うところです。そのような中であって、現在、委員の皆様には、農地パトロールを実施いただいております、大変ご苦労様です。国においては、安倍総理の辞任により自民党総裁選及び臨時国会での新たな首相選出を控えるなか、新型コロナウイルス感染症は、未だ収束が見通せない状況にあります。経済に及ぼす影響を緩和する目的で、昨今は農業関係においても市や国の各種支援策が出されてきております。委員の皆様はじめ地域農業者の方々には、このような支援制度の動きに今後ともアンテナを張り巡らせて積極的に活用していただき、地域農業の持続発展につなげていただければと思っておりますので、ご検討及び地域でのご指導を含めよろしくようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。それでは三沢市農業委員会会議規則第5条に規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め
1番 佐々木 和枝 委員 ・ 5番 一戸 実 委員
を指名いたします。
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告
願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに8月12日から9月10日までに行いました
主な業務についてご報告いたします。

8月31日に、青森県農業会議第53回常設審議委員会が青森市で開催
され、事務局から次長が出席しております。

9月7日に、第766回総会の議案検討会を開催しております。

9月10日、本日、第766回総会を開催しております。

次に、8月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、案件がございませんでした。

3条の3第1項、相続の届出は3件で、5万3,112平米でした。

転用につきましては、4条の案件が1件の6,210平米で、5条の案
件が1件の1,634平米でした。貸借の解約は3件で、2万7,783
平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

特定農地貸付は案件がありませんでした。

以上、ここまでの合計は8件で、8万8,739平米となっております。

次にあっせん委員会は案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が2件で、田が1,949平米、
所有権移転が1件で、田が5,445平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が38件で、
田が46万3,787平米で、畑が7万8,185平米でした。

適格者等証明は案件がありませんでした。

現地調査につきましては1件で、内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

非農地証明につきましては、案件がありませんでした。

続きまして、9月11日から10月12日までの主な業務計画についてご説明いたします。

9月25日に、青森市で開催されます、令和2年度農業者年金加入推進特別研修会に、会長、職務代理者、北澤委員のほか、事務局から阿部主事、織笠主事が出席予定となっております。

10月7日に、第767回総会の議案検討会を予定しております。

10月12日に、第767回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。
番号1は、字庭構の田6筆1万1,951平米、番号2は、谷地頭1丁目の畑3筆5,508平米、番号3は、字淋代平の田2筆、字水筒の畑2筆の1万324平米で、いずれも当該農地を贈与するため解約を行ったものです。なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号 農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

字堀口の畑1筆、633平米で、場所はJAおいらせ農協本店の南側隣接地の位置になります。

8月18日に門上委員、種市委員、佐々木委員が調査を行った結果、当該地は駐車場となっており、農地であった形跡は見当たらないことから、現況は非農地である旨回答しております。

次に5ページをお開き願います。

報告第4号 土地の開墾についてご説明いたします。

土地所有者から、字早稲田の地目が山林となっている2筆の土地2,671平米を開墾したとの届出があり、8月25日に佐々木委員、門上委員、種市委員が調査を行った結果、樹木等は見受けられず、農地としての利用の痕跡があることから、現況を畑として農地台帳に登載したものであります。

次に6ページをお開き願います。

報告第5号 農地転用許可申請の取下げについてご説明いたします。

平成31年4月10日に農地転用が承認された字淋代平の畑2筆、6,298平米のうち、一方の譲渡人が亡くなり、新所有者との土地売買協議に時間を要することから、8月4日に取下げ願いが出され、8月20日に県において受理されたことから、その旨報告するものであります。

私からの報告は以上でございます。

議 長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議 長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは7ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は1件です。資料と合わせてご覧ください。

利用権の設定について番号1、淋代平、字堀口、字前平の田と畑、合計13筆、59,052㎡、賃貸借権を30年間の設定です。場所については別添地図をごらんください。今回は淋代平地区、及び字堀口周辺地域が対象です。現地確認については、佐々木委員、門上委員、種市委員同行のもと、当該農地を確認済みです。以上です

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないのでご異議なしと認め、議案第1号は、原案どおり三沢市長に対して要請いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議参与の制限に、3番、月館 啓三 委員 が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは8ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1、淋代平の田2筆、4,792㎡を賃貸借権設定で、場所は淋代平地区です。現地確認については佐々木委員、門上委員、種市委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号1は、原案のとおり、三沢市長に対し報告いたします。

審議が終了しましたので、3番 月館 啓三 委員の出席を認めます。

議 長 続いて、番号2から番号7までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2から7、庭構の田、合計10筆、12,777㎡を賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は、仏沼周辺地域、庭構地区、淋代平地区が対象です。現地確認については佐々木委員、門上委員、種市委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号2から番号7は、原案のとおり、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。今回の案件は2件です。

番号1、谷地頭一丁目の畑3筆5,508㎡を親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は4,978㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め2名です。場所は、北三沢土地改良区から東に50m、南東に200mの場所です。周辺農地への影響はないと思われます。

番号2、庭構の田、4筆13,147㎡を相対の売買による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、耕作面積は213㎡すべて耕作されており、労働力については、申請者を含め1名です。場所は、仏沼周辺です。周辺農地への影響はないと思われます。

現地確認は 新堂会長、千葉職務代理者、赤沼推進委員、同行のもと完了しています。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開きください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてをご説明いたします。案件は2件です。現地確認については、門上委員・種市委員・佐々木委員により、2件とも8月25日に完了しております。

番号1、議案第4号資料(1)の①～④と合わせてご覧ください。譲受人は、大阪府中央区の売電業の法人です。譲渡人は、三川目一丁目の農業の方です。対象となる土地は、三川目一丁目の田、2筆、計1756.08㎡、売買による所有権の移転となります。転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル308枚、511㎡を設置します。事業費は、総額で1,339万円、全額自己資金での対応となります。農地区分は、その他の第2種農地であります。場所は、三沢市立三沢病院から東側へ約3.6km、三沢漁港から南側へ約0.9km、三沢市役所から東側へ約5.5kmに位置します。周辺は、農業や漁業を営む者が比較的多く住居を構える集落を形成しており、海から500mと程近く、東日本大震災の被災地であり、塩害等により農作物の生産性が著しく低い地区であります。申請人は、事業拡大のため、日陰になる高木や建物がなく、日当たり良好である申請地を選定したものであり、他に農地外の候補地も十分に検討されており、やむをえないと認められます周辺農地等への影響についてですが、汚水は発生せず、雨水については敷地内で自然浸透します。北・西側離接地との境界にはフェンスを設置し、ゴミ等の飛散を防止します。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。

続きまして番号2 議案第4号資(2)の①～③と合わせてご覧ください。譲受人は、上北郡六戸町の小売業等を営む法人です。譲渡人は、字水筒の農業の方です。対象となる土地は、字堀口の畑、1筆、543㎡、20年間の賃貸借となります。

転用目的は、Aコープ店舗の建設で、木造平家建1棟、103.30㎡を新築します。事業費は、総額で1,920万円、全額自己資金での対応となります。農地区分は、第3種農地であります。場所は、三沢市役所から東に2.7km、三沢空港から東南東に1.3kmに位置し、用途地域（第1種中高層住居専用地域）が設定されている地域であります。JAおいらせ本店の南側に隣接し、周辺は住宅、事業所、山林、農地が点在する区域であります。申請人は、JAおいらせ本店に隣接した場所に店舗を新築することにより、生産者及び顧客の利便性・効率性が向上することから当該地を選定したものであります。周辺農地等への影響についてですが、汚水は、合併処理浄化槽及び浸透枳で処理します。雨水は、AS舗装の駐車場部分には浸透枳を設置して処理し、建物廻りは碎石を敷き自然浸透させます。敷地南側と西側の境界にはL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑なし

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議長 次に、議案第5号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは11・12ページをお開きください。

議案第5号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてをご説明いたします。案件は25件です。議案第5号資料①・②と合わせてご覧ください。所在地、地目、面積、農振区分、所有者、及び利用状況調査の結果につきましては、表に記載のとおりです。当該地は、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地

及び採草放牧地に該当しない、つまり非農地と判定するものであります。なお、現地確認につきましては、新堂会長・千葉職代・赤沼推進委員同行のもと、8月28日に完了しております。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定し、所有者及び関係機関に対し、通知いたします。

議 長 次に、議案第6号令和2年度上十三地区 農業委員会大会要望決議についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは13・14ページをお開きください。

議案第6号、令和2年度上十三地区農業委員会大会要望決議についてをご説明いたします。この案件につきましては、例年ですと、皆様にもご参加いただいている上十三地区農業委員会大会の場において決議されるべきものでありますが、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、上十三地区はもとより、県内全ての地区大会の開催が中止となっております。しかし、中止の場合でも各地区大会の要望決議を作成し、地区内の各農業委員会総会等で決議を行ったうえで、県農業会議へ提出することになっており、この度、今年度の要望決議（案）作成担当の「六戸町」「東北町」「六ヶ所村」の各農業委員会から要望決議（案）が提案されたことに伴い、それらの承認を求めるものであります。

①農地中間管理事業の協力金に関する要望

提案者 六戸町農業委員会

国では平成26年度から「農林水産業の成長産業化」を掲げ、10年間で「全農地面積の8割を担い手に集積すること」、「六次産業の市場規模10兆円への拡大」、「農林水産物・食品の輸出額の拡大」、「六次産業化の推進による農業・農村全体の所得を倍増させる」などの成果に向かって全国一丸となつての推進・実行を求めています。

生産現場の強化に関する具体的な施策としては、都道府県レベルの農

地中間管理機構が、地域内農地の相当部分を借り受け、担い手への農地集積・集約化に配慮して貸し付ける農地再配分スキームを確立することで、その成果を達成することとし、この施策の支援策として、機構集積協力金の制度を運用してきているところであります。

しかしながら、この機構集積協力金交付事業のうち、経営転換する農業者やリタイヤする農業者を対象とした経営転換協力金については、令和5年度までに段階的に削減・廃止する方針が示されております。このことは、現在、国が強力に進めている農地集積・集約を進めていく上で、その進捗を阻害する大きな要因となるものであります。よって、今後、国が成果目標として掲げる「担い手への農地集積」の達成に向けて、下記事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

機構集積協力金交付事業を継続して実施するとともに、機構集積協力金の単価を据え置き、十分な予算を確保すること。

②免税軽油制度の恒久化に関する要望

提案者 東北町農業委員会

農業機械の軽油の課税免除措置については、時限措置ながらも、適用期限が令和3年3月31日まで延長されました。しかし、野菜・畜産の大規模経営が盛んな上十三地区において、軽油を動力源とするトラクター等の農業機械は、日々の農作業に欠かすことができないものです。仮にこの制度が廃止されることになれば、農家は大きな負担増を強いられ、経営規模の縮小や廃業を余儀なくされることが懸念されます。

このことは、安定した食料供給が脅かされることに留まらず、地域経済の低迷化、さらには、この地域の美しい農村環境に、多面的な機能を有する農地の維持確保に、はかり知れない影響を与えます。

農業は、地域経済を下支えするだけでなく、美しい国土の保全まで担っているものです。免税軽油制度は、農家だけが利益を享受するのではなく、この国の全ての人々と利益を共有できる制度です。

このような制度が、数年毎の時限措置によるものでは、安定した農業経営、安定した食料生産、安定した農地保全が、数年おきに重大な支障に直面することになります。

よって、下記事項の実現に向けて強く要望いたします。

免税軽油制度の時限措置を廃止し恒久化すること。

③農業者年金の国庫補助に関する要望

提案者 六ヶ所村農業委員会

現行の農業者年金は、農業に従事する方の安心で豊かな老後の備えとして国民年金に上乗せした公的年金であり、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額（年金給付原資）により将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用していることから、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、影響を受けない安定した制度となっております。

しかしながら、日本では農業者人口の減少、高齢化と後継者不足という状況下で、さらに輸入自由化による農産物の価格低迷、温暖化など気候変動による農業経営の不安など、取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中で特に、新規就農や担い手である若者の就農を定着させていくためには、安心して豊かな老後の備えとして、多くの農業者が加入できる農業者年金とする必要があり、下記の事項について強く要望します。

35歳以上の者について保険料の国庫補助期間を延長すること。
以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、提案のとおり承認と決議し、上十三地区農業委員会連絡協議会の事務局へ報告いたします。

議 案 終 了 後

議長 以上で、全議案の審議は終了となります。これを持ちまして、三沢市農業委員会第766回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、
三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 1番 佐々木和枝 

議事録署名者 5番 一戸 実 